

文化的景観保存計画の 現状と展望

－文化的景観資料集成の編纂を通じて－

はじめに 2004年の文化財保護法改正により文化的景観が文化財のひとつに位置づけられてから11年が経つ。この間、景観研究室では、文化的景観に関する基礎的・体系的な調査研究の一環として、文化的景観保存計画¹⁾等の収集・整理および分析を進め、その成果は『文化的景観保存計画の概要』(Ⅰ)～(Ⅲ)(文化的景観資料集成第1集～第3集)等にとりまとめてきた。

本稿は、同シリーズの編纂、とくに各地区の保存計画を概要として整理する作業を通じて得られた知見について、その一端をまとめるものであり、選定期間による文化的景観保存計画の特徴の傾向と変遷を中心に検討をおこなう。一連の検討から、文化的景観保存計画の現状をあきらかにするとともに、今後の展望について考察する。**重要文化的景観選定の動向と『文化的景観保存計画の概要』**重要文化的景観選定について、年度および累計件数の推移を図22に示す。重要文化的景観は各年2～8件が新規に選定され、近年では6件程度で推移している。2015年

度末時点の累計で50件が選定されている。

地区別で見ると、近畿および九州にそれぞれ全体の約3割が分布しており、残りの4割が他地域に立地する(図23)。九州については、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録を目指した取組みに関連し、2010～2012年に多く選定されていることが特筆される。

『文化的景観保存計画の概要』では、九州で世界遺産登録を目指した取組みと関連した選定が多くなされた時期の各地区の計画概要を(Ⅱ)に収録し、それに先立つ保護制度発足期のものを(Ⅰ)に、またその後の、都市や町場、鉱業地等、従前にも増して多様な景観地が選定される時期を(Ⅲ)に、それぞれ収録している(表8)。

以下の検討では、便宜上、各時期²⁾を第1期～第3期とし、各段階に策定された保存計画の特徴を整理する。

いずれの段階の保存計画においても、文部科学省令に示された計画に盛り込むべき事項についてはすべてが盛り込まれているが、重点のおき方、計画の構成や記述、あるいは省令で示された事項以外で地区の特性に応じて付加的に記された部分の内容に大きな差異が認められる。

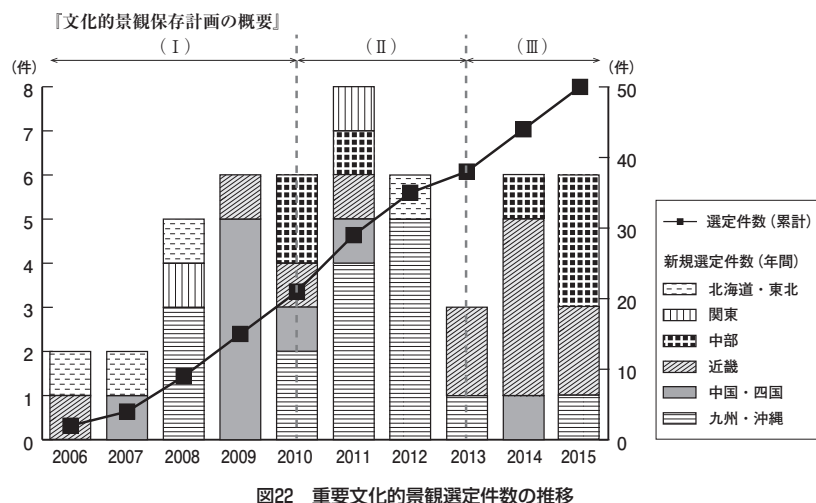


図22 重要文化的景観選定件数の推移



図23 重要文化的景観選定地の分布

表8 『文化的景観保存計画の概要』各巻の構成

	刊行年月	保存計画の概要掲載対象		その他の掲載内容
		重要文化的景観選定期間	新規選定地区数	
(Ⅰ)	2010年3月	2006年1月～2010年3月	19	文化的景観関連法令 文化的景観に関する参考文献等一覧
(Ⅱ)	2015年7月	2010年4月～2013年3月	16	文化的景観価値調査報告書目次一覧 都道府県における文化的景観保護(条例等)
(Ⅲ)	2015年11月	2013年4月～2015年10月	15	文化的景観価値調査報告書目次一覧 官報告示関係資料(区域、重要な家屋一覧) 世界遺産における文化的景観(一覧等)

第1期における保存計画の特徴 第1期に選定された地区の保存計画の多くは、土地利用およびそれに関連する既存規制の整理、景観計画等による補完など、文化的景観のハード部分を守るための方策に重点が置かれている。

他方、整備活用等に関する記述は比重が低く、また、その記載内容が画一化することでそれぞれの地区の価値との関係が曖昧なケースも少なくない。文化的景観保護制度の黎明期の状況として、「保存」をベースとした従来の文化財的な考え方が計画の基本をなしている状況を読み取ることができる。

第2期における保存計画の特徴 第2期に選定された地区の保存計画は、「記述内容・量の増加」と「定型化」が大きな特徴としてあげられる。

前者については、「保存管理」「整備活用」「運営体制」のすべての項目で記述内容・量が増加・充実するようになる。とくに、重要な構成要素をめぐる記述の変化は大きい。2008年の文部科学省令改正により重要な構成要素の特定が求められるようになり、保存計画に定めるべき事項としても定められた。これにともない、第2期に選定された地区の保存計画では、重要な構成要素の概要・価値等について詳細に記されるようになる。構成要素の一覧表とともに、一部の地域では、名称、所在地、要素の写真、位置図等がまとめられ、要素ごとに掲載されるようになったことは大きな変化といえる。

また、後者の「定型化」については、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産推薦とも関連した選定地区の一部などにおいて、計画の構成、表のスタイル、記述内容等が統一的に作成されるようになった。価値や関連施策（世界遺産等）が共通する場合、統一的な基準で策定することで軸が通り、計画の効果も大きくなりうる。その反面、地域ごとに異なる文化的景観の特性や地域の状況に応じて細かな部分を書き分けられるかが大きな課題となる。軸を揃えつつも、内容を地域の特性に応じて差別化するというバランスが求められる。

第3期における保存計画の特徴 第3期になると、文化的景観保存計画は、内容のみならず構成や図表なども含めて多様化する。文化的景観が規制・コントロールのための手段としてだけでなく、地域づくりのためのツールとして広く認知されるようになった結果、地域の現

況、望まれる将来像等を踏まえた計画が積極的に策定されるようになった。こうした変化は、整備活用に関する内容に対する比重の高まりにも表れている。

また、重要な構成要素の保存管理についても大きく変わりつつある。第2期では重要な構成要素に関する個別の記載の多くが所在地、所有者等の一般的情報を中心としていたが、第3期になると文化的景観全体の本質的価値を踏まえた各要素の価値や個々の保存管理の考え方についても明記されるようになってきている³⁾。それぞれの重要な構成要素要素が文化的景観全体の中で果たしている役割を継承するための指針へと大きく昇華している。

文化的景観全体、あるいは個々の構成要素について、なぜそれを守るのかを問うことを通じて策定された計画が多くなったことがこの段階の特徴として指摘できる。

保存計画の変遷・現状・課題 第1期～第3期について、各時期に策定された保存計画の特徴を概観してきた。文化的景観保護制度が普及し、文化的景観の考え方が広く共有されていくにつれて、計画が内容的な厚みと多様性をもちつつある。文化的景観を支える地域内のシステムは多様であり、地域の課題や将来像をどのように捉えるかで価値の描き方が大きく変化する。それゆえ、地域にとって最適な計画の内容・構成を個別に模索される必要がある。複数市町村に跨る文化的景観や類似するコンセプトをもった文化的景観の場合、全体を貫く部分と個別的な部分のバランスが重要だろう。

計画策定にあたり、文化的景観で何をするのか、そのために地域の何を受け継ぐ必要があるかを多様なスケールのなかで捉え、それを計画事項に対応させるという作業が、今後、さらに多くの地区でなされていくことが新たな段階として求められている。 (菊地淑人／山梨大学)

註

- 1) 重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（文部科学省令第10号、平成17年3月28日制定、平成23年6月29日最終改正）において選定申出に際しての策定が求められている。
- 2) 各時期を年月によって厳密に区別するためではなく、本稿において保存計画の変遷や傾向を俯瞰的に考察するための緩やかな時期区分として位置づける。
- 3) 「重要文化的景観の選定及び解除に際し必要となる書類及び資料の作成について」において、文化庁によって示されている選定申出に必要な書類等の変化に対応している。